

Aquaculture Stewardship Council (水産養殖管理協議会) 及び  
Marine Stewardship Council (海洋管理協議会)

ASC-MSC 海藻(藻類)定期監査報告書様式  
[Select number of Report 1st, 2nd]

1.0版 (2018年3月7日発行)



Aquaculture  
Stewardship  
Council



**審査関連文書:**

ASC-MSC 海藻(藻類)規格

ASC-MSC 海藻(藻類)認証・認定要求事項

**本文書名:**

ASC-MSC 海藻(藻類)定期監査報告書様式 1.0版

**版数**

版数	日付	変更箇所
1.0	7-Mar-18	新規文書

[漁業名] 株式会社ユーグレナ 藻類養殖場

[顧客の連絡先] 〒105-0014 東京都港区芝5-29-11

[認証機関の連絡先] 〒102-0073 東京都千代田区九段下3-2-4

[レポート作成者] 小川直也

[日付] 2020年5月8日



アマタ株式会社

The Aquaculture Stewardship Council and the Marine Stewardship Council "ASC-MSC Seaweed (Algae) Surveillance Reporting Template" and its content is copyright of "Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council" - © "Aquaculture Stewardship Council" "Marine Stewardship Council" 2018. All rights reserved.

## **Instructions for using the Surveillance Reporting Template**

This Reporting Template should be used for surveillance audits

In this template you will find tabs for each section of the report.

Each tab has instructions of what is required within that section of the report. Sometimes an instruction can be traced to an individual requirement in the CAR or Standard. At other times, an instruction represents an amalgam and rationalisation of multiple requirements.

Additional supporting material/s can be attached as a PDF Annex.

Any references used to support statements in the evaluation tables of the reports shall be included in the 'References' section of the table and an in-text reference (e.g. number or author, date) made to the relevant source

一般情報

生産区域（生産者）名	八重山殖産株式会社
対象種の一般名称	ミドリムシ、クロレラ
対象種の学名	Euglena gracilis, Chlorella sorokiniana
生産システム	陸上養殖 / 人工種苗
生産区域（生産者）の位置	〒907-0242 沖縄県石垣市白保287-14
資源分布地域	カテゴリーCiiにつき該当しない。天然種苗は使用しない。
受入水域	沖縄県石垣島白保海岸地域
生産区域の顧客	八重山殖産株式会社
設備	培養器、培養槽、培養プール、分離機、乾燥機、梱包機、冷蔵庫、倉庫、ボイラー
認証単位(異なる場合)	UoCはUoAと同じである。
顧客	株式会社ユーグレナ
	朝山 雄太
	生産技術開発部 品質保証課 課長
	asayama@euglena.jp
	電話番号:090-6587-4027
認証機関	〒105-0014 東京都港区芝5-29-11
	アマタ株式会社
	審査チームリーダー: 小川直也
	審査に関する連絡先 (審査チームリーダーと異なる場合): 同上
	ninsho@amita-net.co.jp
	電話番号:03-5215-8326
〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-4	
認証された日付	2019年1月23日(認証発行日)
監査の状態	第1回定期監査 (S1)

審査計画

審査チーム(必要に応じて行を追加/削除)	氏名	資格の概要
チームリーダー 社会面審査員	小川直也	アマタ株式会社の契約審査員。ASC-MSC藻類規準環境面、社会面研修を受けた認定審査員。SA8000基礎・応用研修を受講済み。
チームメンバー1	額額 渉	アマタ株式会社。水圏生態学、水産のアカデミックバックグラウンドを持ち、藻類を含む漁業全般の専門家。ASC-MSC藻類規準環境面研修受講済み。
チームメンバー2	塚崎 千庫	アマタ株式会社。水産のアカデミックバックグラウンドを持つ。OJT研修審査員。ASC-MSC藻類規準環境面研修受講済み。

現地監査の日付	2020/3/13
場所	八重山殖産株式会社 〒907-0242 沖縄県石垣市白保287-14
Outline other surveillance activities	なし

聞き取りを行った利害関係者

名前	組織	役職	受領した意見の概要
なし			

**利害関係者から受領した書面による意見**

注：審査期間中に利害関係者から書面で提出されたすべての意見(もしあれば)はPDFで付属文書として添付すること。

名前	組織	役職	受領した意見の概要
なし			

**聞き取りを行った従業員**

名前	組織	役職	受領した意見の概要
なし			

|

**背景情報**

マネジメントシステム	—
相当する規制	—
生産単位に従事する人員	—
資源評価を含む科学的な基礎情報	—
海洋における他の新しい認証生産単位	—
ASC-MSC 海藻要求事項の不適合に対する苦情や申し立て	—
マネジメントシステムが効果的で一貫しており、リスクの高い領域や人事異動をカバーしていることを確認するためのサイトと記録のサンプル	—
トレーサビリティ、COC、または認証単位の認証製品のトレースバックへ影響する変更事項	—
もし変更事項がないと確認された場合、本欄へ記述	連絡担当者以外、前回審査以降の変更はない。

採点のまとめ

原則	業績評価指標	レベル	条件数	合格
1	PI 1.1 資源状態 PI 1.2 採取方針 PI 1.3 天然資源への遺伝的影響	非該当 非該当 非該当		合格
2	PI 2.1 生息域 PI 2.2 生態系の構造と機能  PI 2.3 ETP種 PI 2.4 その他の種 PI 2.5 廃棄物管理および汚染防止  PI 2.6 有害生物および病気の管理 PI 2.7 エネルギー効率 PI 2.8 移植・移動 PI 2.9 外来種の移入	目標水準 最低水準  目標水準 目標水準 目標水準  目標水準 目標水準 非該当 非該当	1	合格
3	PI 3.1 法のおよび/または慣習的枠組み PI 3.2 意思決定プロセス PI 3.3 遵守および施行	目標水準 目標水準 目標水準		合格
4	PI 4.1 児童労働 PI 4.2 強制、債務もしくは賦役労働 PI 4.3 差別 PI 4.4 健康、安全および保険 PI 4.5 公正かつ適正な賃金 PI 4.6 結社の自由と団体交渉 PI 4.7 懲罰行為 PI 4.8 労働時間 PI 4.9 環境および社会教育研修	目標水準 目標水準		
5	PI 5.1 地域社会への影響 PI 5.2 対立の解決 PI 5.3 先住民族の権利 PI 5.4 生産区域(生産者)または水中・水上の構造物の可視性、配置、方向 PI 5.5 重要な装備の識別および回収 PI 5.6 騒音、光害、悪臭 PI 5.7 放棄された生産区域(生産者)または水上・水中の構造物の撤去			

表4. 認証 UoA に許される条件の最大数

生産区域(生産者)カテゴリー(表 2 の通り)

原則	A	Bi	Bii	Ci	Cii
P1	1	1	0	1	0
P2	2	2	2	2	2
P3	1	1	1	1	1
P4	2	2	2	2	2
P5	2	2	2	1	1
<b>Total</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>6</b>



条件の一覧

条件のまとめ

条件番号	条件	期限	業績評価指標	採点項目	以前に提起された条件に関連しているか？(再認証審査または定期監査の場合のみ)	行動計画(顧客ドラフトレポートの確認段階で顧客から提出される)	条件変更の言及？	条件の進捗 [2019年度S1]	条件の状態
1	当施設が生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすまでの影響を与える可能性はかなり低いと判断できる証拠を提示すること。	最終レポート発行後1年以内。次回定期監査で確認する。	2.2	a	はい	<p>初回審査: 沖縄県八重山保健所より生産拠点が水質汚濁防止法対象外との連絡を受けたため、最低限必要と思われるデータのみ取得していた。生産拠点近辺より、海水を3点以上採取しCOD、T-P、TNを測定する。2018年11月までに実施し、測定結果の成績書を提示する。</p> <p>第1回定期監査: 仮説を設定し、検証できる調査設計を元に生産拠点近辺より、海水を5点以上採取し、COD、T-P、T-Nを測定する。データのN数とスポット数を増やし、根拠の妥当性を高める。また、公開されている水質データ等を参照し、測定データ等と論理的に比較考察する。調査の結果から仮説を検証し、結論を得る。</p>	はい	<p>初回審査の行動計画に則り、生産時期(2018年6月26日)および非生産時期(2018年11月4日)に、近隣沿岸の3か所において海水がサンプリングされ、COD、T-P、T-Nの分析が沖縄県の許認可を取得している第三者の測定機関によって実施され、その結果が定期監査で提出された。分析結果からは生産時期と非生産時期との比較で、両者に大きな差がないことが確認された。しかしながら、提示されたのは水質データのみで、この水質が生態系に対して与える影響についての明確な証拠がなく、当施設が生態系に対して「深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすまでの影響を与える可能性がかなり低い」という根拠として十分とは言えないと判断された。</p> <p>第1回定期監査後、「行動計画修正」の書類を受領し、審査チームは内容が妥当であると判断した。今後、調査設計や仮説等の必要事項を調査前に共有・確認したうえで、調査を実施し、仮説の検証、考察、結論の書面化までが求められる。</p> <p>初回審査における条件に対しては行動計画通りに対応され、ユーグレナ社としては必要な行動はすべてとられたと判断していたものの、その結果が十分とは言いきれないため、行動計画修正の確実な実施を前提として、条件を1年延長する。</p>	継続
2	有害生物および病気の拡散防止が期待できる文書化された方策を作成すること。	最終レポート発行後1年以内。次回定期監査で確認する。	2.6	a	該当しない	<p>培養時に対象原料の異常を毎回確認しており、また対象原料に対する病気が現在まで一度も報告されなかったため、追加方策は作成していなかった。対象藻類に対しての有害生物や病気が万が一発生した際の拡散防止方策を作成する。2018年11月までに作成し、作成した手順書を提示する。</p>	該当しない	<p>「病気感染時の処理手順」(2018年11月15日付)が作成され、定期監査にてこの書類が確認された。処理手順には藻類の病気感染、そして病気感染時の処理フローが記載されていた。処理フローには異常発見時からの指揮命令系統および、現場での処理方法が記載されていた。この手順書によって有害生物および病気の拡散防止が期待できる方策が講じられたと判断された。</p>	解除

3	強制、債務、もしくは賦役労働のリスクが最小限に抑えられているという証拠を提示すること。	最終レポート発行後1年以内。次回定期監査で確認する。	4.2	a	該当しない	強制、債務、賦役労働がこれまで一度も報告されなかったため、文書の配布・理解の対応をしなかった。「雇用・就労に関する考え方」を全体朝礼等で従業員に説明する。また従業員に配布し、配布記録を作成する。2018年11月までに、説明時の写真、配布完了記録を提示する。	該当しない	従業員に対して「雇用・就労に関する考え方」の説明をした記録が定期監査にて確認された。記録では八重山殖産株式会社中野良平氏(代表取締役)が2018年11月17日および2018年11月20日に教育訓練を実施し、受講者名とともに受講記録が保管されていた。「雇用・就労に関する考え方」には強制、債務、もしくは賦役労働をさせないことが明記されており、相談窓口も設置されていた。また、この方針は会社の共有フォルダに保存しており、従業員はいつでも閲覧できる。相談窓口は「ユーグレナグループホットライン」カードで社員に配布したり、詰所やトイレなど目につくところに掲示したりしている。以上より強制、債務、もしくは賦役労働のリスクが最小限に抑えられていると判断された。	解除
4	差別のリスクが最小限に抑えられているという証拠を提示すること。	最終レポート発行後1年以内。次回定期監査で確認する。	4.3	a	該当しない	差別がこれまで一度も報告されなかったため、文書の配布・理解の対応をしなかった。「雇用・就労に関する考え方」を全体朝礼等で従業員に説明する。また従業員に配布し、配布記録を作成する。2018年11月までに、説明時の写真、配布完了記録を提示する。	該当しない	従業員に対して「雇用・就労に関する考え方」の説明をした記録が定期監査にて確認された。記録では八重山殖産株式会社中野良平氏(代表取締役)が2018年11月17日および2018年11月20日に教育訓練を実施し、受講者名とともに受講記録が保管されていた。「雇用・就労に関する考え方」には出身国・宗教・障害・性別・性的指向・組合への加入・所属政党や年齢による差別や差別の指示をしないことが明記されており、相談窓口も設置されていた。また、この方針は会社の共有フォルダに保存しており、従業員はいつでも閲覧できる。相談窓口は「ユーグレナグループホットライン」カードで社員に配布したり、詰所やトイレなど目につくところに掲示したりしている。これまで差別の訴えはなかったとユーグレナ本社担当者より報告を受けているとのことだった。以上より差別のリスクが最小限に抑えられていると判断された。	解除

[Create new rows as required]

Principle	Production system category (as in Table 2)				
	A	Bi	Bii	Ci	Cii
P1	1	1	0	1	0
P2	2	2	2	2	2
P3	1	1	1	1	1
P4	2	2	2	2	2
P5	2	2	2	1	1
<b>Total</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>6</b>

## 結論

所見のまとめ	<p>大きな問題は観察されなかった。初回審査において発見された4つの条件に対して全て期限内に是正措置がとられており3つは解除され、1つは継続とされた。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・排水については長年にわたり周辺環境への影響は見られないが、初回審査以降に調査された水質データのみでは、条件解除できる根拠として十分とは言えないと判断された。第1回定期監査後提出された「行動計画修正」の書類は妥当であると判断され、今後、調査設計や仮説等の必要事項を調査前に共有・確認したうえで、調査を実施し、仮説の検証、考察、結論の書面化までが求められる。</li><li>・これまで培養中に他の有害生物や病原菌が発生した事例はなく、他の培養施設での事例報告もないが、万が一の時の手順書が整備されていた。</li><li>・会社としての従業員に対する方針である「雇用・就労に関する考え方」が作成され、これまでも雇用環境面での問題は報告されていなかったが、この方針が従業員に配布され周知されていた。</li></ul> <p>実質的な問題は起きていないが、当施設が生態系に対して「深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすまでの影響を与える可能性がかなり低い」といえる、より確実な根拠を揃えるためにこの1点を条件継続とした。</p>
認証の状態を確定する声明	株式会社ユーグレナに対し、ミドリムシ ( <i>Euglena gracilis</i> )、クロレラ ( <i>Chlorella sorokiniana</i> ) について、ASC-MSC 海藻(藻類)認証が継続される。

**Annex 1: List of references**

Annex 2: Assessment tree – Re-scoring evaluation tables (if necessary)

審査ツリーに含まれる業績評価指標(PI)の最終セットは、表3に記載されているUoAの生産区域(生産者)の特性によって定義されなければならない。別段の指示のない限り、各業績評価指標(PI)が採点されなければならない。

原則	業績評価指標	得点項目	最低水準	適合	Justification理由	目標水準	Met適合	Justification理由	References参照	Levelレベル	Condition (if relevant)条件(該当する場合)	
1. 資源状態	1.1 資源状態	a. 不可逆的な影響と比較した資源状態	「入手可能な情報によると、資源状態は、採取による不可逆的な影響を受け、もしくは非常にゆっくりとしか可逆できないレベルよりも上にあることが示唆される。」	非該当	「培養施設内で培養されているもののみ取り扱っている。天然資源や天然種苗を使用しないため、該当しない。」	「天然資源は最大持続生産量(MSY)(もしくは代替値)にある、あるいはそれに近い辺りを変動している。または 入手可能な情報によると、採取による天然資源への影響はわずかで、自然的可変性との違いを検知できる可能性が低く、たとえ検知できたとしても資源動態に影響のない極微なレベルである。」	非該当	「培養施設内で培養されているもののみ取り扱っている。天然資源や天然種苗を使用しないため、該当しない。」		非該当		
		1.2 採取方策	ia. 採取方策の立案	「妥当な証拠から判断して、採取方策により、資源状態目標(PI 1.1)に反映された資源管理目的の達成が期待される。」	非該当	「培養施設内で培養されているもののみ取り扱っている。天然資源や天然種苗を使用しないため、該当しない。」	「採取方策は資源状態に敏感であり、採取方策の各要素は、資源状態目標(PI 1.1)に反映された目的が総合的に果されるよう立案されている。」	非該当	「培養施設内で培養されているもののみ取り扱っている。天然資源や天然種苗を使用しないため、該当しない。」		非該当	
		b. 採取方策評価	No minimum level. Go to target level 最低水準はない。目標水準レベル			「採取方策の全面検証は行われてはいないものの、目的を果しているという証拠がある。」	非該当	「培養施設内で培養されているもののみ取り扱っている。天然資源や天然種苗を使用しないため、該当しない。」		非該当		
	1.3 天然資源の遺伝的特徴への影響	a. 遺伝的影響	「採取もしくは養殖により、天然資源の遺伝的特徴に被害が与えられる可能性は低い。」	非該当	「生産区域の外への培養種の移植・移動がないため、該当しない。」	「採取もしくは養殖により、天然資源の遺伝的特徴に被害が与えられる可能性がかなり低い。」	非該当	「培養種の移植・移動がなく、陸上のシステム(オテコリーC)で、無視してよいとはみなされない海洋環境への接触、海洋環境からの採取、海洋環境への影響はないため、該当しない。」		非該当		
		b. 遺伝的影響の管理	「天然資源の遺伝的特徴を、遺伝への影響と同等のレベルに維持させることになる措置が講じられている。」	非該当	「生産区域の外への培養種の移植・移動がないため、該当しない。」	「天然資源の遺伝的特徴を、遺伝への影響と同等のレベルに維持させることになる部分的な方策が講じられている。」	非該当	「培養種の移植・移動がなく、陸上のシステム(オテコリーC)で、無視してよいとはみなされない海洋環境への接触、海洋環境からの採取、海洋環境への影響はないため、該当しない。」		非該当		

2. 環境への影響	2.1 生息域	a. 海藻の生息域の状態	UoA が、対象とする海藻の生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性は低い。	適合	目標水準の所見を参照。	UoA が、対象とする海藻の生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性は低い。	適合	ユーグレナ、クロレラは培養施設内で培養されているもののみ取り扱っているため、天然のユーグレナ、クロレラの生息域に影響を与える可能性はない。そのため、UoA が、対象とする海藻の生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性は低い。		目標水準
		b. 頻繁に遭遇するその他の生息域の状態	UoA が、頻繁に遭遇するその他の生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性は低い。	適合	目標水準の所見を参照。	UoA が、頻繁に遭遇するその他の生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性は低い。	適合	藻類培養施設は会社の敷地内の陸上システムであるため、「頻繁に遭遇する生息域」は存在しない。陸上システムは、近接する生態系とは40年以上明確に区別されている。そのため、UoA が、頻繁に遭遇するその他の生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性は低い。		目標水準
		c. 脆弱な海洋生態系(VME)	UoA が、VME 生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性は低い。	適合	目標水準の所見を参照。	UoA が、VME 生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性は低い。	適合	影響を与える可能性のあるVME(脆弱な海洋生態系)としては、培養施設から50~100m程度離れた場所にある前面海域のサンゴ礁の生態系が考えられる。この海域は西表石垣国立公園の普通地域に指定されている。環境省の調査によると、過去30年間にサンゴの個体数に変化はない。 さらに、当施設は陸上培養施設であり、VMEの構造及び機能に直接影響を与える活動(直接的接触、漁業活動、立ち入りなど)はないため、VME生息域の構造及び機能に深刻あるいは不可逆的な被害を与えている証拠はなく、将来的にもそのような被害を与える可能性は考えられない。VMEへ影響を与えるような生産方式の構造変更も現時点で予定されていない。国立公園の規制対象となる活動(漁業、採取など)は行われていない。そのため、UoA が、VME 生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性は低い(30%以下の可能性)。	西表石垣国立公園指定地図(平成28年4月15日区域更新、環境省作成) ・第4回(1988年~1993年)、第5回(1993年~1999年)自然環境保全基礎調査データ(環境省)	目標水準
2.2 生態系の構造と機能	a. 生態系の状態	UoA が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすまでの影響を与える可能性は低い。	適合	影響を与える可能性のある生態系としては、培養施設から50~100m程度離れた場所にある前面海域のサンゴ礁の生態系が考えられる。この海域では、環境省(数年おき)、県(重要地点は毎年)による調査が行われており、データがある。 しらほサンゴ村とのミーティングを2018年2月19日に実施した。 八重山産産では、排水後の排水を、敷地内の地面を素掘りしたいくつかの池に貯留し、自然浸透により排出している。池から海岸までは100~150m程度である。排水には培養に用いた養分や有機物が含まれるが、化学薬品などは一切使用していないため含まれない。排水は地中を浸透し最終的には周辺海域に排出されていると推測されるが、浸透経路や、最終的にどの程度の成分が海中に排出されるかは不明。 排水の水質モニタリング(排水直後、沈源池内)は2017年7月から開始している。 生態系に深刻なあるいは不可逆的な影響を与えている状況証拠はない。 以上、UoA が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすまでの影響を与える可能性は低い。	UoA が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすまでの影響を与える可能性は低い。	不適合	生態系に深刻なあるいは不可逆的な影響を与えている状況証拠はない。 排水が周辺生態系に与える影響の有無、程度に関して考察できるデータを取得したものの、影響の可能性の程度を判断する根拠として十分とは言えない。 2018年9月14日から2020年3月2日まで、3か月に1回の頻度で前面海域の海岸線を写真撮影し、排水の漏洩、異物、生物の大量死、赤潮の発生などの異常がないか目視モニタリングを継続している。また2020年2月頃から、他社の協力により、海岸の定点で1時間1回画像と気温データを自動で記録する装置を導入した。台風などの豪雨による赤土流出で島全体の沿岸の濁度があがることはあったものの、生産区域に由来する異常はこれまで特に見られなかった。 また、行動計画に則り、生産時期(2018年6月26日)および非生産時期(2018年11月4日)に、近隣沿岸の3か所において海水がサンプリングされ、COD、T-P、T-Nの分析が沖縄県の許可を取得している第三者の測定機関によって実施され、その結果が定期監査で提出された。 分析結果からは生産時期と非生産時期との比較で、両者に大きな差がないことが確認された。しかしながら、この水質が生態系に対して与える影響についての明確な証拠がなく、当施設が生態系に対して「深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすまでの影響を与える可能性がかなり低い」という根拠として十分とは言えないと判断された。 初回審査における条件に対しては行動計画通り対応され、ユーグレナ社としては必要な行動はすべてとられたと判断していたものの、その結果が十分とは言えないため、条件を1年延長する。現時点では、UoA が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすまでの影響を与える可能性は低いと明確に判断することができない。目標水準を達成していることを示す、より論理的な証拠の提示が求められる。	西表石垣国立公園指定地図(平成28年4月15日区域更新、環境省作成) ・第4回(1988年~1993年)、第5回(1993年~1999年)自然環境保全基礎調査データ(環境省) ・八重山産産排水水質調査データ(2018年4月、社内調査) ・ASC認証行動計画 修正版(ユーグレナ社作成 2018年7月25日付) ・計量証明書 全窒素、全リン、COD濃度(沖縄環境分析センター 2019年7月6日付、2019年11月27日付)	最低水準	当施設が生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすまでの影響を与える可能性はかなり低いと判断できる論理的な証拠を提示すること。

<p>2.3 ETP 種</p> <p>a. 個体群/資源への UoA の影響は、適用される国内もしくは国際的な規制の範囲内にある。</p>	<p>国内および/もしくは国際的な要求事項により、ETP 種に関する規制が設けられている場合、UoA の影響について把握されており、そうした規制の範囲内にある可能性が高い。</p>	<p>非該当</p> <p>目標水準の所見を参照。</p>	<p>国内および/もしくは国際的な要求事項により、ETP 種に関する規制が設けられている場合、UoA と他の認証されている海藻・藻類 UoA の複合的な影響について把握されており、そうした規制の範囲内にある可能性がかなり高い。</p>	<p>非該当</p> <p>周辺海域で想定される ETP 種(絶滅危惧・保護種)はサンゴ類、海藻・海草類、ウミガメ類である。沖縄県レッドデータブック、環境省海洋生物レッドリスト、IUCN レッドリスト、その他周辺での各種生物調査結果を参照した。その結果、海藻・海草類では ETP 種は確認されなかった。日本ではサンゴ類において絶滅危惧種6種があげられているが、八重山産産の敷地の前面海域では、絶滅危惧種のサンゴ類はこれまで確認されていない。また石垣島周辺は環境省及び IUCN により絶滅危惧種に指定されているウミガメ類3種の産卵が確認されており、当該施設の周辺海域でも高頻度ではないがこれまで産卵が確認されている。以上から、可能性のある ETP 種として特定できるのはタイマイ(<i>Eretmochelys imbricata</i>)、アカウミガメ(<i>Caretta caretta</i>)、アカウミガメ(<i>Chelonia mydas</i>)の3種である。</p> <p>他の認証された海藻・藻類 UoA はないため、ETP 種に対する複合的な影響はない。</p>	<p>非該当</p> <p>沖縄県レッドデータブック(動物編第3版、平成29年3月)</p> <p>環境省レッドリスト2017</p> <p>環境省海洋生物レッドリスト(平成29年3月)</p> <p>IUCN レッドリスト(タイマイ:2008年、アカウミガメ:2017年、アカウミガメ:2004年)</p> <p>内閣府平成17年度 美ら海の森づくり推進調査</p> <p>環境省モニタリングサイト1000(サンゴ類:平成19年度から平成29年度までの毎年の報告書、ウミガメ類:平成27年報告書)</p> <p>西海区水産研究所:八重山諸島・石垣島におけるウミガメ類の産卵実態(平成11年度)</p> <p>WWF ジャパン:石垣島・白保サンゴ礁での調査概要と結果まとめ(2012年3月)</p>
<p>b. 直接的な影響</p>	<p>UoA による既知の直接的影響が、ETP 種の回復を妨げることはない可能性が高い。</p>	<p>適合</p> <p>目標水準の所見を参照。</p>	<p>UoA による直接的影響が、ETP 種の回復を妨げることはない可能性がかなり高い。</p>	<p>ETP 種に関する規制としては、種の保存法、鳥獣保護法、自然環境保全法、自然公園法、文化財保護法などが該当するが、当該施設に関して規制対象となる活動はない。また国内法および IUCN レッドリストでは、3種のウミガメとも、故意でなく死亡させてしまう数には制限はない。そのため、本項目は採点対象外となる。</p>	<p>目標水準</p> <p>絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(平成29年6月2日改正)</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成27年3月31日改正)</p> <p>自然環境保全法(平成26年6月13日改正)</p> <p>自然公園法(平成26年6月13日改正)</p> <p>文化財保護法(平成26年6月13日改正)</p>
<p>c. 間接的な影響</p>	<p>Go to target level</p> <p>目標水準レベル参照。</p>	<p>適合</p> <p>目標水準の所見を参照。</p>	<p>UoA の間接的な影響についても考慮されており、容認出来ない影響を与えない可能性がかなり高いと考えられる。</p>	<p>適合</p> <p>藻類培養施設は全社の敷地内の陸上システムであり、40年以上周辺生態系から明確に区分されている。海洋環境や陸上の自然環境への直接的な影響はないため、ETP 種への直接的な影響もない。そのため、UoA による直接的影響が、ETP 種の回復を妨げることはない可能性がかなり高い。</p> <p>八重山産産の事業が ETP 種に与える影響として可能性のあるものは排水のみが考えられる。排水には培養に用いた養分や有機物が含まれるが、化学薬品などは一切使用していないため含まれない。また排水は敷地内の地面を素掘りしたいくつかの池に貯留し、自然浸透により排出している。海岸に到達する光、騒音、温度もない。養殖場が原因となる沿岸の浸食や流出など物理的な影響をあたえる可能性も考えられない。</p> <p>ウミガメは世界中の海に分布しているため個体数の把握は非常に困難であるが、産卵回数から増減を推定することができる。2004年からの環境省モニタリングサイト1000の調査により、日本全体では、アカウミガメ、アカウミガメ、タイマイとも産卵回数は年による増減が見られるが一貫した減少傾向は見られない。</p> <p>上記証拠により、ウミガメ類の個体数に大きな変化が起きているとは考えられず、当該施設が負の影響を与える可能性は非常に小さい。そのため、UoA の間接的な影響についても考慮された結果、容認出来ない影響を与えない可能性がかなり高い(80%以上)と考えられる。</p>	<p>目標水準</p> <p>沖縄県レッドデータブック(動物編第3版、平成29年3月)</p> <p>環境省レッドリスト2017</p> <p>環境省海洋生物レッドリスト(平成29年3月)</p> <p>IUCN レッドリスト(タイマイ:2008年、アカウミガメ:2017年、アカウミガメ:2004年)</p> <p>内閣府平成17年度 美ら海の森づくり推進調査</p> <p>環境省モニタリングサイト1000(サンゴ類:平成19年度から平成29年度までの毎年の報告書、ウミガメ類:平成27年報告書)</p> <p>西海区水産研究所:八重山諸島・石垣島におけるウミガメ類の産卵実態(平成11年度)</p> <p>WWF ジャパン:石垣島・白保サンゴ礁での調査概要と結果まとめ(2012年3月)</p>
<p>d. 管理方針を講じている。</p>	<p>ETP 種への UoA 関連の影響を最小限に抑えるための措置が講じられており、ETP 種の保護に関する国内および国際的な要求事項に適合している可能性がかなり高いことが期待されている。</p>	<p>適合</p> <p>目標水準の所見を参照。</p>	<p>ETP 種の死亡を最小限に抑えるための措置など、ETP 種への影響を最小限に抑えるための方策が講じられており、ETP 種の保護に関する国内および国際的な要求事項に適合している可能性がかなり高いことが期待されている。</p>	<p>ETP 種であるウミガメに排水が影響していると仮定しても、直接排水ではなく素掘りの池に一旦貯留し自然浸透により排出することにより、ETP 種への影響の可能性を最小限に抑えている。ウミガメの保護手法で重要視され求められているのは海岸の自然状態での維持であり、浸透による排水が海岸に影響を与えることはほとんど考えられないため、保護に関する要求事項にも適合している。</p> <p>以上のことから、ETP 種の死亡を最小限に抑えるための措置など、ETP 種への影響を最小限に抑えるための方策が講じられており、ETP 種の保護に関する国内および国際的な要求事項に適合している可能性がかなり高い。</p>	<p>目標水準</p> <p>環境省ウミガメ保護ハンドブック(2007年3月改定)</p>

		<p>またはETP種の保護および回復に関する国内および国際的な要求事項がない場合には、UoAがETP種の回復を妨げないことを確実にすると期待される措置が講じられている。</p>	非該当	上記参照。	<p>またはETP種の保護および回復に関する国内および国際的な要求事項がない場合には、UoAがETP種の回復を妨げないことを確実にすると期待される措置が講じられている。</p>	非該当	上記参照。		非該当
	e. 管理方針の評価	措置は妥当な論拠から判断して、効果を上げる可能性が高いと考えられる。	適合	目標水準の所見を参照。	UoAおよび/もしくは対象となる種に関する直接的なデータから判断して、措置/方策が効果を上げる確実性が高い、という客観的根拠がある。	適合	当施設由来のETP種の死亡や産卵率の低下は確認されておらず、方策は効果的である。そのため、UoAおよび対象となる種に関する直接的なデータから判断して、措置/方策が効果を上げる確実性が高い、という客観的根拠がある。		目標水準
	f. 管理方針の実施	Go to target level 目標水準レベルを参照			措置/方策が効果的に実施されて成功している証拠がいくらかある。	適合	上記方策を実施している。		目標水準
	g. ETP種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の見直し	UoA起因の、ETP種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の見直しが行われている。	非該当	UoA起因のETP種の死亡はないため該当しない。	UoA起因の、ETP種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の見直しが定期的に行われ、当該措置が適切に実施されている。	非該当	UoA起因のETP種の死亡はないため該当しない。		非該当
12.4 その他の種	la. 主要な種の資源状態	その他の主要な種の状態は、生物学的限界よりも高いレベルにある可能性が高い。	適合	陸上培養施設における完全養殖のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。	主要な種の状態は、生物学的限界よりも高いレベルにある可能性がかなり高い。	適合	陸上培養施設における完全養殖のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。		目標水準
		またはその他の主要な種の状態が生物学的限界を満たさない場合、UoAがその回復と再生を確実に妨げないようにする措置が講じられている。	適合	陸上培養施設における完全養殖のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。	またはその他の主要な種の状態が生物学的限界を満たさない場合、回復の証拠がある、もしくは当該種を主要種とするUoAおよび他のすべての海藻認証を有するUoAの間に、集散的に回復と再生を妨げないようにするために確実に効果のある方策が講じられている。	適合	陸上培養施設における完全養殖のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。		目標水準
	b. 管理方針が講じられている	主要種の資源状態が生物学的限界よりも高いレベルである可能性がかなり高く、そのレベルを維持、もしくはそのレベルまでの回復を妨げないことが期待できる、もしくは確実に妨げないための措置が、必要に応じて、UoAで講じられている。	適合	陸上培養施設における完全養殖のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。	主要種の資源状態が生物学的限界よりも高いレベルである可能性がかなり高く、そのレベルを維持、もしくはそのレベルまでの回復を妨げないことが期待できる、もしくは確実に妨げないための部分的方策が、必要に応じて、UoAで講じられている。	適合	陸上培養施設における完全養殖のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。		目標水準
	c. 管理方針の評価	措置は一般的な経験や理論、類似のUoAや種との比較といった妥当な論拠から判断して、効果を上げる可能性が高いと考えられる。	適合	陸上培養施設における完全養殖のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。	UoAおよび/もしくは対象となる種に関する直接的なデータから判断して、措置/部分的方策が効果を上げる確実性が高い、という客観的根拠がある程度ある。	適合	陸上培養施設における完全養殖のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。		目標水準
	d. 管理方針の実施	Go to target level 目標水準レベルを参照			措置/部分的方策が効果的に実施されて成功している証拠がいくらかある。	適合	陸上培養施設における完全養殖のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。		目標水準
	e. 代替措置の検討	UoA起因の、不要な主要種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の検討が行われている。	適合	陸上培養施設における完全養殖のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。	UoA起因の、不要な主要種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の検討が、定期的に行われ、当該措置が適切に実施されている。	適合	陸上培養施設における完全養殖のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。		目標水準



2.5 廃棄物管理および汚染防止	a. 廃棄物の削減	UoA から生じた廃棄物の削減を促す措置がある程度講じられている。	目標水準の所見を参照。	UoA から生じた廃棄物の削減が期待できる方策が講じられている。	<p>「廃棄物・製品の取り扱い方針」が作成されている。また「第11期 八重山産産 環境計画」に今年度の廃棄物削減に向けたプロセスが記載されている。当施設からの廃棄物として、規格外製品、収穫排水、培養が失敗した時の廃液、設備、廃薬品が該当する。それぞれの廃棄物の削減に向け、検討や実行の年間スケジュールが作成されており、実行状況は関連する会議の議事録などに記録されている。廃棄物量が記録されており、各廃棄物の削減方法を検討し、実行し、効果を検証し、必要があれば方法を改善する仕組みとなっており、廃棄物の削減が期待できる方策となっている。</p> <p>産業廃棄物の種類と量はマニフェストによって記録およびモニタリングされている。マニフェストのサンプルを確認した。その他の廃棄物も計画に沿ってモニタリングされている。例えば、生産単位あたりの排水汚濁負荷量については、汚染を防止培養液を減らす工夫や、新たなセパレータの導入による回収率の上昇により、減少できている。すでに前倒しで目標達成できたものについては、社長と共に新たな長期目標および行動計画が再設定される見込み。</p> <p>上記の通り、これらの手順は当施設から発生するすべての廃棄物を削減するよう設計されており、毎年評価され、必要に応じ見直されている。これらの手順はUoA から生じた廃棄物の削減が期待できる方策であると考えられる。</p>	<p>廃棄物・製品の取り扱い方針</p> <p>第11期 八重山産産 環境計画</p> <p>電子マニフェスト交付一覧</p>	目標水準
	b. 化学および炭化水素系廃棄物	UoA から生じた化学および炭化水素系廃棄物の削減を促す措置がある程度講じられている。	目標水準の所見を参照。	UoA から生じた化学および炭化水素系廃棄物の削減が期待できる方策が講じられている。	<p>炭化水素系廃棄物としてはコンプレッサーオイルがほとんどである。コンプレッサーの稼働時間の工夫により稼働時間を短縮することで、オイルの使用可能期限を延ばすことに取り組んでいる。例えばコンプレッサーの年間稼働時間を5%削減できれば、オイルの使用可能期限を5%延ばすことができ、結果的にオイルの廃棄量を5%削減できる。これまでも、2011年から設備を改善し、オイル廃棄量を年間約24リットル削減した実績がある。</p> <p>また、化学薬品は品質検査のみに使用し、製品の製造工程では一切使用しない。試薬の使用量を削減目標が設定され、測定の手段を改善することでこれが実施され、廃液は大幅に削減されていた。また以前品質検査で使用されていたヒ素、フェノール廃液もゼロとなった。</p> <p>取り組み内容は該当する会議の議事録などに記録されていることを確認した。</p> <p>以上のことから、審査チームは、UoA から生じた化学および炭化水素系廃棄物の削減が期待できる方策が講じられていると判断した。</p>	<p>廃棄物・製品の取り扱い方針</p> <p>機械油の処理マニュアル</p> <p>実験系廃液の処理マニュアル</p> <p>部署間ミーティング議事録</p>	目標水準
	c. 化学薬品および炭化水素系物質の流出	UoA で使用されている化学薬品および炭化水素系物質の流出防止措置がある程度講じられている。	目標水準の所見を参照。	UoA で使用されている化学薬品や炭素系水素系物質の流失防止および対処計画が講じられている。	<p>「重油流出時の応急対応マニュアル」「実験系廃液の廃液流出と火災への対応マニュアル」がある。</p> <p>重油は専用タンクに保管され通常使用では流出は起こらないよう管理されている。</p> <p>化学薬品は品質検査のみに使用し、製品の製造工程では一切使用しない。薬品は使用量を都度記録し、月1回棚卸をしている。廃液は二次洗浄液まで専用タンクに入れ、専用置場に保管し、流出を防止している。タンクにたまったら専門業者に処理を委託している。現場審査で上記の状況を確認した。</p> <p>2018年4月16日に、管理職と廃棄物、薬品担当者に対し教育訓練を実施した。研修資料と実施記録を確認した。</p> <p>以上のことから、UoA で使用されている化学薬品や炭素系水素系物質の流失防止および対処計画が講じられている。</p>	<p>機械油の処理マニュアル</p> <p>重油流出時の応急対応マニュアル</p> <p>実験系廃液の処理マニュアル</p> <p>実験系廃液の廃液流出と火災への対応マニュアル</p> <p>教育訓練記録(2018年4月16日)</p>	目標水準
2.6 有害生物および病気の管理	a. 有害生物および病気の拡散	有害生物および病気の拡散防止が期待できる部分的方策が講じられている。	培養ブール内にカビや他の微生物などが混入し増殖する可能性はあるが、ミドリムシやクロレラそのものに感染する細菌、ウイルスなどはこれまで確認されておらず、社外での報告事例もない。毎日顕微鏡で培養液を確認しており、異変があれば検出可能である。検査マニュアルがある。万が一汚染や病気が発生すれば熱滅菌して廃棄することが可能である。またそうしたリスクを防ぐため、生産バッチごとに常に新しい種苗から培養している。	有害生物および病気の拡散防止が期待できる方策が講じられている。	<p>有害生物や病気の発生事例が社内外になく、可能性が非常に低いものの、将来的に万が一それらが発生した時の方策が文書化されていた。</p> <p>「病気感染時の処理手順」(2018年11月15日付)が作成され、定期監査にてこの書類が確認された。処理手順には藻類の病気感染、そして病気感染時の処理フローが記載されていた。</p> <p>処理フローには異常発見時からの指揮命令系統および、現場での処理方法が記載されていた。この手順書によって有害生物および病気の拡散防止が期待できる方策が講じられたと判断された。</p>		目標水準

2.7 エネルギー効率	a. エネルギー使用のモニタリング	生産区域(生産者)で使用されるエネルギーに関する情報がいくらかある。	目標水準の所見を参照。	生産のために利用されるエネルギーのモニタリングが行われ、エネルギー効率の向上を図るための継続的な努力が行われている証拠がある。	「第1期 月次点検記録」により、電気、LPG、重油の生産単位当たりの使用量を毎月記録し、計画値との差異を確認し、分析している。培養液に汚染が発生し廃棄することになるとそれまでに異やしたエネルギーが、一気は無駄になるため、まずは汚染を越さないことに最大限努めている。機械の稼働方法や生産工程の工夫により、日々エネルギー使用量の低減に努めている。エネルギー削減策は毎週の食品安全委員会にて決定している。対応内容は該当する会議の議事録などに記録されていることを確認した。エネルギー使用量に異常値が出た際には各部署長にアラートメールが出て、すぐに確認できる体制になっている。エネルギー効率は2022年上期に2017年上期比で平均3%以上の長期削減目標が設定されており、これに向けた短期目標に沿って取り組みが行われ、数値結果も記録されている。具体的には、粉末化の乾燥工程における機械の運転方法の工夫により使用エネルギー量の低減などが挙げられる。また、電力ピークを目標値より低い値で管理しており、電力の一斉使用を避けるなどの方策がとられている。	第1期 月次点検記録 部署間ミーティング議事録	目標水準	
	b. 機材の保守・整備記録	船舶や発動機等の機材に関する保守・整備記録がある。	目標水準の所見を参照。	船舶や発動機等の機材に関する最新の保守・整備記録を提示することができる。	以上のことから、生産のために利用されるエネルギーのモニタリングボイラー、スプレッドライヤー、LPGタンク、重油タンク等の点検記録がある。設備により日常点検、月次点検などが定められ、実行されている。これまでの点検記録を確認した。コンプレッサーは週、月、年の頻度で、ブローアは月に1回の頻度で技術部によって定期点検されている。停電時に使用する発電機は沖縄電気保安協会に点検を委託しており、報告書がある。船舶や発動機等の機材に関する最新の保守・整備記録を提示することができる。	日常点検記録 月次点検記録	目標水準	
2.8 移種・移動	a. 移種・移動の影響	種の移種・移動により、病気や有害生物、病原体、非在来種が周辺の生態系に移入される可能性は低い。	非該当 培養種の移種・移動がないため、該当しない。	種の移種・移動により、病気や有害生物、病原体、非在来種が周辺の生態系に移入される可能性はかなり低い。	非該当 培養種の移種・移動がないため、該当しない。		非該当	
	b. 移種・移動管理方針の評価	種の移種・移動から、周辺の生態系を保護することが期待されている部分の管理が、得点項目 a(目標水準)で定められた影響レベルにあわせて講じられている。	非該当 培養種の移種・移動がないため、該当しない。	種の移種・移動から、周辺の生態系を保護することが期待されている部分の管理が、得点項目 a(目標水準)で定められた影響レベルにあわせて講じられている。	非該当 培養種の移種・移動がないため、該当しない。		非該当	
2.9 外来種の移入	a. 外来種の管理	外来種の存在によって起こる生態系への影響の進行を防止するための部分的方策がある。	非該当 外来種ではないため該当しない。	外来種の存在によって起こる生態系への影響の進行を防止するための方策がある。	非該当 外来種ではないため該当しない。	淡水微生物園庭(月井雄二著、2010年3月) 光合成事典(日本光合成学会編、2015年4月)	非該当	

3. 効果的な管理	3.1 法的および/もしくは慣習的枠組み	a. 法や規範と効果的な管理の適合性	本規準の原則に則った漁業管理を実現するために有効な国内法体系があり、必要に応じて他者との連携の枠組みがある。	目標水準の所見を参照。	本規準の原則に則った漁業管理を実現するために有効な国内法体系があり、必要に応じて他者と組織立った有効な連携が行われている。	ミドリムシ、クロレハは国際協力による管理対象資源の対象ではない。日本では陸上の藻類培養施設に関する特別な法律はなく、一般的な会社と同じ法律が該当する。また食品を扱うため食品衛生法も該当する。水質汚濁防止法については、陸上養殖施設は対象外の事業となっている。自社敷地内における藻類培養であり、一般的な食品会社と同様の形態であるため、他の事業者や地域住民等、他の利害関係者と調整しながら事業を行うことは法律では求められておらず、社内での意思決定により管理がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道法(平成31年4月17日改正)</li> <li>大気汚染防止法(令和2年3月30日改正)</li> <li>騒音規制法(平成28年6月18日改正)</li> <li>振動規制法(平成26年6月18日改正)</li> <li>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和元年6月14日改正)</li> <li>消防法(平成30年6月27日改正)</li> <li>労働安全衛生法(平成30年7月25日改正)</li> <li>食品衛生法(平成30年6月15日改正)</li> <li>水質汚濁防止法(令和元年11月18日改正)</li> </ul>	目標水準
						<ul style="list-style-type: none"> <li>原則4の社会的責任に関する法体系としては、憲法(43差別の禁止、46結社と団体交渉の自由)、労働基準法(4.1児童労働の禁止、4.2強制、債務、もしくは賦役労働の禁止、4.3差別の禁止、4.5公正かつ適正な賃金、4.8労働時間)、男女雇用機会均等法(4.3差別の禁止)、障害者の雇用の促進等に関する法律(4.3差別の禁止)、労働安全衛生法(4.4健康、安全)、労働者災害補償保険法(4.4保険)、最低賃金法(4.5公正かつ適正な賃金)、労働組合法(4.6結社と団体交渉の自由)、労働契約法(4.7懲罰行為)などがあり、有効である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲法(昭和21年11月3日公布)</li> <li>労働基準法(平成30年6月8日改正)</li> <li>男女雇用機会均等法(平成29年6月2日改正)</li> <li>障害者の雇用の促進等に関する法律(令和元年6月14日改正)</li> <li>労働安全衛生法(平成30年7月25日改正)</li> <li>労働者災害補償保険法(平成30年5月25日改正)</li> <li>最低賃金法(平成24年4月6日改正)</li> <li>労働組合法(平成30年6月8日改正)</li> <li>労働契約法(平成30年7月6日改正)</li> </ul>	
						<ul style="list-style-type: none"> <li>原則5の地域社会との関係に関する法体系としては、漁業に関する事項は漁業法またそれに基づき各漁協が定める漁業権行使規則(5.1地域社会への影響、5.4生産区域(生産者)または水中・水上の構造物の可視性、配置、方向、5.5重要な装備の識別および回収、5.7放棄された生産区域(生産者))に基づき管理されている。また、訴訟手続きについては民事訴訟法(5.2対立の解決)、先住民は日本では北海道のアイヌ民族が該当し、アイヌ文化振興法(5.3先住民の権利)が制定されている。騒音、悪臭については、騒音規制法、悪臭防止法(5.6騒音、悪臭)で規制されている。光害を規制する全国的な法律はないが、各自治体で光害防止条例を制定するところがある。しかし石垣市にはない。</li> <li>八重山産産は陸上の決められた敷地内で事業を行っているため、他者との連携が必要な項目はないが、上記の通り、本規準の原則に則った漁業管理を実現するために有効な国内法体系がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業法(令和元年5月15日改正)</li> <li>民事訴訟法(平成30年6月8日改正)</li> <li>アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓蒙に関する法律(平成23年6月24日改正)</li> <li>騒音規制法(平成26年6月18日改正)</li> <li>悪臭防止法(平成23年8月30日改正)</li> </ul>	
		b. 権利の尊重	食糧供給を採取または養殖に依存し、あるいはそれらで生計を立てている人々の法的権利をおおそ尊重する法律、もしくは慣習によって確立されたメカニズムが管理システム内にあり、それは本原則の目標に準じたものである。	目標水準の所見を参照。	食糧供給を採取または養殖に依存し、あるいはそれらで生計を立てている人々の法的権利を守る法律、もしくは慣習によって確立されたメカニズムが管理システム内にあり、それは本原則の目標に準じたものである。	一般的に日本において海面や内水面で漁業や養殖業で生計を立てている人々の法的権利は、漁業法によって漁業権として守られており、管理システムとして確立されている。そのため、食糧供給を採取または養殖に依存し、あるいはそれらで生計を立てている人々の法的権利を守る法律、もしくは慣習によって確立されたメカニズムが管理システム内にあり、それは本原則の目標に準じたものである。本件場合は、境界が明確に仕切られた自社陸上敷地内での藻類培養施設であるため、地域住民の食糧の採取や養殖の権利に与える影響はない。	目標水準	
	3.2 意思決定プロセス	ja. 目標	本規準の原則の成果達成に合致した意志決定の指針となる目標が、生産区域(生産者)の管理方針の中に暗黙に組み込まれている。	目標水準の所見を参照。	本規準の原則の成果達成に合致した短期および長期目標が、生産区域(生産者)の管理方針の中に明確に打ち出されている。	八重山産産は「世界中の人々の健康に貢献する企業」、「沖縄県が誇る美しい自然と調和、共生する企業」を経営理念として掲げている。そして、具体的な計画として、「希少種(生物多様性)配慮・廃棄物削減・エネルギー削減に関する目標・行動計画」、「社員に対する社会的責任と地域社会との関係に関する目標・行動計画」を作成した。現状取り組み可能な内容について長期(2022年まで)、短期(2019年まで)の目標を立てている。廃棄物は現在具体的に検討が可能な化学物質の廃棄に限られていた。毎年計画を見直ししていく予定。既に達成できた目標については、新たな目標が設定され、達成できていないものは取り組みが継続されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>八重山産産株式会社 経営理念</li> <li>八重山産産株式会社 ビジョン</li> <li>希少種(生物多様性)配慮・廃棄物削減・エネルギー削減に関する目標・行動計画</li> <li>社員に対する社会的責任と地域社会との関係に関する目標・行動計画</li> </ul>	目標水準

					<p>「原則2関係」          達成すべき成果：生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすまでの影響を与えない。          長期目標：2022年4月までに2019年比で生産物あたりの排水汚濁負荷量を減少させる。          短期目標：2019年4月までに定期的なモニタリングを実施することで現状を把握する。</p> <p>達成すべき成果：廃棄物の削減          長期目標：2022年4月までに2018年比で1種類以上の化学物質の使用量を削減する。          短期目標：2019年4月まで、分析等で使用する化学物質の使用量を把握する。</p> <p>達成すべき成果：エネルギー効率の向上          長期目標：2022年9月期は、2017年9月期の電気、水、ガス、重油の使用量のいずれかにおいて生産量あたりの使用量を平均3%以上の削減を達成する。          短期目標：2019年9月期は、2017年9月期の電気、水、ガス、重油の使用量のいずれかにおいて生産量あたり使用量平均1%以上の削減を達成する。</p>		
					<p>「原則4関係」          達成すべき成果：原則4に関係するすべての項目の順守          長期目標・短期目標：安全衛生に配慮した職場環境を提供し、労災ゼロ記録を更新し続け、笑顔で出勤して頂き、元気に帰宅いただく職場とする。</p> <p>「原則5関係」          達成すべき成果：地域社会に社会的な便益をもたらす          長期目標・短期目標：創業当初から築いてきた白保地区との信頼関係を維持しつつ、定期的なコミュニケーションを継続することにより、発展させる。</p> <p>以上から、本規程の原則の成果達成に合致した短期および長期目標が、生産区域(生産者)の管理方針の中に明確に打ち出されている。</p>		
b. 意思決定プロセス	生産区域(生産者)の明確な目標を達成するための措置や方策に結び付く意思決定プロセスがいくらかある。	目標水準の所見を参照。	生産区域(生産者)の明確な目標を達成するための措置や方策に結び付く意思決定プロセスが確立されている。	職務権限規程で役職ごとの権限が定められており、意思決定プロセスは明確になっている。このプロセスが運用されており、前回審査から継続されていることを確認した。したがって、生産区域(生産者)の明確な目標を達成するための措置や方策に結び付く意思決定プロセスが確立されている。	職務権限規程	目標水準	
c. 意思決定プロセスの対応性	関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定された深刻な問題に対し、透明性のある、タイムリーに順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたらす広義の影響についてもある程度考慮されている。	目標水準の所見を参照。	関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定されたあらゆる問題に対し、透明性のある、タイムリーに順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたらす広義の影響についても考慮されている。	①週1回、「食品安全委員会」という部署間ミーティングを開催し議事録もとっている。問題があれば速やかに同委員会で話し合いが行われ、「食品安全変更情報」に記録し、予防措置を取る。職長どうして解決できるものは解決する。食品安全衛生の情報も定期的に社内へ発信されている。 大きな予算が絡む、中長期的の問題などは常務会で取締役が出席し決定する。月1回の取締役会では監査役も交え会議を行う。これらの会議の議事録が作成されている。問題のレベルに応じた透明性のあるタイムリーな対応がとられている。 したがって、関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定されたあらゆる問題に対し、透明性のある、タイムリーに順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたらす広義の影響についても考慮されている。	食品安全委員会議事録 取締役会議事録	目標水準	

	d. 予防的アプローチの適用		意思決定プロセスでは、利用可能な最善の情報に基づいた予防的アプローチがとられている。	「汚染対策会議では汚染を行わないための予防処置を挙げている。」 「食品衛生に関する汚染が減少してきたため、現在は画像を見て汚染ヒヤリハット報告書が発生しそうな箇所を話し合う予知訓練になっており、議事録は廃止し、危険予知訓練活動記録とした。」 「ヒヤリハット報告書、危険予知訓練活動が行われ事故が未然に防がれている。不安全箇所管理一覧表に全ての発見をまとめている。発見の指摘、リスクアセスメント、対応措置、対応期限、対応確認、再リスクアセスメントまでの実施記録を確認した。また、危険予知訓練（通称KYT）も実施されており、週に1回課題クイズが出され、これに対し現場からのフィードバックを募っている。第11期KYT活動記録を確認した。第12期はリスクアセスメントに集中する期間としている。問題が起こってから対処するのではなく、問題が起こらないように様々な対策が検討され実行されていることを、会議の議事録や日々の活動記録から確認した。」 したがって、意思決定プロセスでは、利用可能な最善の情報に基づいた予防的アプローチがとられている。	「食品安全委員会議事録」 「ヒヤリハット報告書」 「危険予知訓練活動記録」	目標水準
	e. 管理システムおよび意思決定プロセスにおける説明責任と透明性	生産区域（生産者）の業績および管理活動に関するある程度の情報は、要請があればステークホルダーに提供される。	要請があれば、生産区域（生産者）の業績および管理活動に関する情報がステークホルダーに提供され、調査、モニタリング、評価やレビューを通して得られた発見や有用な提言に関し、どのようなことが行われ、あるいは行われなかったかについての説明がなされている。	「前回審査以降も、近隣住民や顧客などステークホルダーからの情報提供要請の事例はこれまでなかった。FSSC22000の認証登録証コピーの要請などはあったが、対応された。ユージェナのホームページでニュースを発信している。またミドリシに関する研究レポートをホームページで積極的に公開している。ステークホルダーから要請があれば、商業上の機密情報を除き、情報は提供可能である。」 要請があれば、生産区域（生産者）の業績および管理活動に関する情報がステークホルダーに提供され、調査、モニタリング、評価やレビューを通して得られた発見や有用な提言に関し、どのようなことが行われ、あるいは行われなかったかについての説明がなされている。	株式会社ユージェナ ホームページ <a href="http://www.eugena.jp/news/c/release/">http://www.eugena.jp/news/c/release/</a> <a href="http://www.eugena.jp/research/">http://www.eugena.jp/research/</a>	目標水準
	f. 論争に対するアプローチ	管理当局もしくは生産区域（生産者）は、継続して提訴の対象になっていたとしても、持続可能な生産区域（生産者）のための法律や規定に繰り返し背くといった法を軽視、あるいは無視する姿勢をとっていない。	管理当局もしくは生産区域（生産者）は、提訴に対する判決に対し、タイムリーに従う姿勢を示している。	法的な異議申し立ては受けていないため、要求事項に基づき、目標水準となる。問い合わせには適宜対応し、記録に残している。製品の品質に対するクレームは数件発生した。これらの記録はモニタリングしており原因追及や予防措置がとられている。（製品クレーム処置書）	「苦情処理記録」 「質問対応記録」	目標水準
3.3 遵守および施行	a. MCS（モニタリング、統制、監視）の実施	生産区域（生産者）をモニタリング、統制および監視するメカニズムが存在し、効果を上げているという期待が相応に持てる。	生産区域（生産者）に対するモニタリング、統制および監視システム（MCS）が実施されており、適切な管理措置、方策および/もしくは規定の遵守に有効であることが実証されている。	「法令に対する社内での自主点検表、ユージェナグループの内部監査記録がある。工場長が構内を巡視および指摘し、次回の巡視で指摘事項が改善されているかをモニタリングする「構内巡視指摘・改善報告書」を確認した。またグループ内の内部監査室における内部監査報告書（2019年10月18日～11月30日）を確認した。不備の状況が4段階で評価されており、改善活動が継続されている。」 ISO22000を取得しており、外部の認証機関からの監査を受けている。 また、法令遵守については常に国、沖縄県、石垣市などの監督官庁により確認がなされている。 生産区域（生産者）に対するモニタリング、統制および監視システム（MCS）が実施されており、適切な管理措置、方策および/もしくは規定の遵守に有効であることが実証されている。	「自主点検表（2020年2月）」 「構内巡視指摘・改善報告書（2020年2月）」 「内部監査報告書（2019年10月18日～11月30日）」 「ISO22000監査記録（2017年10月）」	目標水準
	b. 制裁措置	不適合行為に対する制裁措置が設けられており、適用されている何らかの証拠がある。	不適合に対する制裁措置が設けられており、一貫して適用されており、不適合を防ぐのに有効であることが実証されている。	「自主点検表、内部監査記録、ISO22000監査で不適合、リスク等が把握されていることを確認した。これらの不適合、リスクに対して適宜改善がなされ、報告されていることを社内の報告書、ISO監査記録で確認した。」 3.11に記載した各種法律には、罰則が規定されている。例えば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、違反の場合最大で五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金が科せられる。また労働基準法に違反した場合は最大で一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金が科せられる。これまで当社が法令に違反し、罰則が科せられた事例はないが、上記の通り、不適合に対する制裁措置が設けられており、一貫して適用されており、不適合を防ぐのに有効であることが実証されている。	「自主点検表（2018年1月）」 「内部監査記録（2017年4月）」 「ISO22000監査記録（2017年10月）」	目標水準
	c. 遵守	生産区域（生産者）は、審査対象の管理システムを遵守しており、必要に応じて効果的な管理にとって必要なデータを提供していると一般的に判断される。	生産区域（生産者）が、審査対象の管理システムを遵守しているという証拠がいくらかあり、必要に応じて生産区域（生産者）の効果的な管理にとって重要なデータを提供している。	社内構築した管理システムが順守されていることが、会議の議事録、日々のチェックシート、で確認できた。社内の業務活動であり、社外における天然資源の管理ではないため、管理当局である石垣市や沖縄県などからの業類生産に関する情報提供依頼の証拠はなかった。 以上のことから、生産区域（生産者）が、審査対象の管理システムを遵守しているという証拠がいくらかあり、必要に応じて生産区域（生産者）の効果的な管理にとって重要なデータを提供できる。	「部署間ミーティング議事録」 「自主点検表（2018年1月）」 「内部監査記録（2017年4月）」 「ISO22000監査記録（2017年10月）」	目標水準
	d. 計画的な非遵守		計画的な非遵守を示す証拠がない。	書類確認や、管理者へのインタビューの結果、計画的な非遵守を示す証拠は発見されなかった。		目標水準

4. 社会的責任	4.1 児童労働	a. 児童労働	児童労働あるいは若年労働者の酷使は起きていない。	適合	a. 生年月日が記載された全従業員のリストおよび住民票のコピーのサンプルを確認したところ、18歳未満の従業員がいないことが確認された。高校卒業以上の19歳以上の従業員が雇用されている。 b. c. 日本の労働基準法では、満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまでは雇用してはならないとされている。現場観察においても、18歳未満の労働者は見つからなかった。 以上、児童労働あるいは若年労働者の酷使は起きていない。	児童労働あるいは若年労働者酷使のリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。	適合	a. b. 「雇用・就労に関する考え方(2018.3.2制定)」に「満18歳に満たない者を雇用せず、児童労働させない。」ことが明記されている。労働者の採用においても公的書類での年齢確認が行われており、今後も18歳未満の労働者を雇用することは見込まれない。 以上、児童労働あるいは若年労働者酷使のリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全従業員のリスト</li> <li>従業員の住民票コピー</li> <li>雇用・就労に関する考え方</li> </ul>	目標水準	
	4.2 強制、債務、もしくは賦役労働	a. 強制、債務、もしくは賦役労働の発生とリスク	強制、債務、もしくは賦役労働は発生していない。	適合	a. 労働契約書が締結され、従業員がその内容を理解している b. 労働者インタビューにて、雇用において労働者が費用を支払っていないことを確認した c. 労働者インタビューにて、身分証明書の原本を雇用主が保管していないことを確認した。 d. 就業規則第17条において、退職願を通じて、従業員が希望に応じて退職できることが明記され、労働者インタビューでも自由に退職ができることを確認した。 e. 労働者インタビューにて、労働者の退職を妨げるために、雇用主が給与、手当、財産などを差し押さえていないことを確認した。 f. 労働者インタビューにて、労働者は勤務時間外に自由に職場を離れ、自由に過ごせることを確認した。 以上、強制、債務、もしくは賦役労働は発生していない。	強制、債務、もしくは賦役労働のリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。	適合	a. 「雇用・就労に関する考え方」にて、「従業員に強制・債務・賦役労働をさせない。」ことが明記されている b. 従業員に対して「雇用・就労に関する考え方」の説明をした記録が定期監査にて確認された。 記録では八重山殖産株式会社中野良平氏(代表取締役)が2018年11月17日および2018年11月20日に教育訓練を実施し、受講者名とともに受講記録が保管されていた。 「雇用・就労に関する考え方」には強制、債務、もしくは賦役労働をさせないことが明記されており、相談窓口も設置されていた。 また、この方針は会社の共有フォルダに保存しており、従業員はいつでも閲覧できる。相談窓口は「ユーグレナグループホットライン」カードで社員に配布したり、詰所やトイレなど目につくところに掲示したりしている。 以上より強制、債務、もしくは賦役労働のリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働契約書</li> <li>就業規則</li> <li>雇用・就労に関する考え方</li> <li>ASC認証行動計画 修正版(ユーグレナ社作成 2018年7月25日付)</li> </ul>	最低水準	
	4.3 差別	1a. 差別の発生およびリスク	労働者の差別が確実に行われないようにするための方針が整っている。	適合	a. 雇用した労働者については、労働者個人録、契約書、履歴書、住民票のコピーなどの書類一式がファイリングされていることを確認した。全従業員の給与リストにおいて、昇給に関する記録が作成され、研修については「研修計画書」で実績が記録、保管されていることを確認した。 b. 労働者および管理職、人事担当者へのインタビューにより、出身国、宗教、障害、性別、性的指向、組合への加入、所属政党や年齢による差別が起きていないことを確認した。 c. 雇用した労働者に関する記録は6カ月以上保管されていた。 d. 労働者インタビューにて、性別、組合への加入、その他人権に関わる差別や介入がないことを確認した。発達障害を持つことをカミングアウトした労働者がおり、職場での多様性を認め合うための啓発活動が行われていることも確認した。 e. 苦情を受け付けるための社内、グループ内、社外監査等委員の通報先が社内掲示板に掲載されている。しかしこれまで苦情申し立ての事例がないことを管理者、労働者へのインタビューで確認した。 以上、労働者の差別が確実に行われないようにするための方針が整っている。	差別のリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。	適合	1a. 「雇用・就労に関する考え方」に、「雇用のどの時点においても出身国・宗教・障害・性別・性的指向・組合への加入・所属政党や年齢による差別をしたり、差別を支持したりしない。」こと、差別やハラスメントに関する相談・通報窓口が明記されている。「苦情処理手順」に、苦情への対応手順がまとめられている 1b. 相談・通報窓口の情報は掲示板に掲載され、労働者からの意見を投書できる目安箱が2018年4月から施設内に設置されていることを目視にて確認した。 従業員に対して「雇用・就労に関する考え方」の説明をした記録が定期監査にて確認された。 記録では八重山殖産株式会社中野良平氏(代表取締役)が2018年11月17日および2018年11月20日に教育訓練を実施し、受講者名とともに受講記録が保管されていた。 「雇用・就労に関する考え方」には出身国・宗教・障害・性別・性的指向・組合への加入・所属政党や年齢による差別や差別の指示をしないことが明記されており、相談窓口も設置されていた。 また、この方針は会社の共有フォルダに保存しており、従業員はいつでも閲覧できる。相談窓口は「ユーグレナグループホットライン」カードで社員に配布したり、詰所やトイレなど目につくところに掲示したりしている。これまで差別の訴えはなかったとユーグレナ本社担当者より報告を受けているとのことだった。 以上より差別のリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全従業員リスト</li> <li>労働契約書</li> <li>履歴書</li> <li>住民票のコピー</li> <li>給与に関する一覧</li> <li>研修計画書</li> <li>雇用・就労に関する考え方</li> <li>苦情処理手順</li> <li>目安箱</li> <li>労働者インタビュー</li> <li>ASC認証行動計画 修正版(ユーグレナ社作成 2018年7月25日付)</li> </ul>	最低水準	

<p>4.4 健康、安全および保険</p>	<p>a. 労働者のための安全で健康な労働および生活環境</p>	<p>労働者には安全で健康的な労働環境、および宿泊施設が提供されている場合には、そのような生活環境が提供されている。</p>	<p>適合</p>	<p>「安全衛生作業標準書」を作成し、種苗培養、覆が培養、収穫乾燥、品質管理等の部署別に、作業手順、作業内容、急所、リスクに関して細かくまとめられ、予想される事故や災害事例、保護具などについても記載されている。当標準書は、各部署の事務所にも保管され、労働者が誰でもいつでも参照できるようにしている。 その他、「実験系廃液の廃液流出と火災への対応マニュアル」や「重油流出時の応急対応マニュアル」も作成されている。 b. 宿泊施設はない。会社施設においては、各部署ごとに詰所が設けられ、労働者が打ち合わせや事務作業をしたり、休憩や食事ができる、清潔で安全なスペースが確保されている。 c. 現場観察において、作業プロセス全体を通じて、差し迫った重大な危険は確認されなかった。避難経路図が作成され、緊急時に避難ができるように周知徹底されている。 d. 各部署ごとの詰所には飲料水の機械が設置され、安全な飲み水が提供されているほか、従業員が各自自由に飲物を保管できる冷蔵庫も設置されている。 e. 各部署の作業に応じて適切な保護具が会社から支給され、労働者が使用していることを、現場確認および労働者へのインタビューで確認した。 以上、労働者には安全で健康的な労働環境が提供されている。宿泊施設は提供されていない。</p>	<p>No target specified for this PI. If minimum in met the target should be considered met. この業績評価指標には、特定の目標はない。最低水準を満たしていれば、適合していると判断される。</p>	<p>「安全衛生作業標準書」 ・「社内安全大会」(2017.7.5実施)報告書、当日資料、写真 ・実験系廃液の廃液流出と火災への対応マニュアル ・重油流出時の応急対応マニュアル ・避難経路図 ・労働者インタビュー</p>	<p>目標水準</p>	
	<p>b. 健康と安全に関する記録および是正措置</p>	<p>健康および安全にかかわる事故と違反行為は記録され、必要があれば是正措置がとられている。従業員の健康や安全を脅かす差し迫った重大な危険は確認されなかった。</p>	<p>適合</p>	<p>「事故発生報告書」にて、業務上の事故や災害について記録され、是正措置が取られていることを確認した。 ・現場観察において、作業プロセス全体を通じて、差し迫った重大な危険は確認されなかった。 以上、健康および安全にかかわる事故と違反行為は記録され、必要があれば是正措置がとられている。従業員の健康や安全を脅かす差し迫った重大な危険は確認されなかった。</p>	<p>労働者の健康と安全への危険性が把握されている。分析によって、事故の根本原因を調べ、その対応、改善を行い、類似の事故を予防する対策が取られている。軽度のもを含めたあらゆる事故が記録されている。記録は完全に正確である。</p>	<p>「労災の対象となる事故および対象とならない軽微な事故においても「事故発生報告書」に記録され、事故の根本原因についての分析や改善対応についても記述されている。労働基準監督署への事故報告書の届出も行っており、記載されていた事故後の改善策についても、研修などの記録から、実際に実行されていることを確認した。 ・2017年2月22日には脚立からの落下により1か月程度入院する事故が発生した。原因分析して対策をとるとともに、専門講師によるリスクアセスメント研修を実施した。担当者は外部講習に参加した。 ・2017年2月28日には鉄線を引っ張り安全手袋が破れ怪我をし通院した事故が発生した。原因分析して対策をとった。また怪我発生時のフローチャートを作成して事務所壁面に掲示するとともに、正式な事故報告書様式を作成した。 これ以降怪我を伴う事故は起こっていない。 以上のことから、労働者の健康と安全への危険性が把握されている。分析によって、事故の根本原因を調べ、その対応、改善を行い、類似の事故を予防する対策が取られている。軽度のもを含めたあらゆる事故が記録されている。記録は完全に正確である。</p>	<p>「事故発生報告書」(2017年2月22日発生、2月28日発生分) ・労働基準監督署に提出した事故報告書 ・中央労働災害防止協会講師によるリスクアセスメント研修会実施記録(2017年9月22日) ・沖縄県労働基準協会による職長・安全衛生責任者教育、安全衛生推進者養成講習受講記録(2018年3月29日など)</p>	<p>目標水準</p>
	<p>c. 労働衛生と安全の評価および従業員研修</p>	<p>労働者に対し、労働衛生と安全に関する効果的な研修が、各自の役割、責任および活動に応じて行われている証拠がある。</p>	<p>適合</p>	<p>「第10期 教育計画」において、各部署ごとに安全衛生に関わる知識や技術を習得・強化すべき従業員と研修の種類が特定、計画され、実績も記録されていることを確認した。 以上、労働者に対し、労働衛生と安全に関する効果的な研修が、各自の役割、責任および活動に応じて行われている証拠がある。</p>	<p>正式な研修が定期的に実施されている。リスク評価は文書化および/あるいは認証されている。安全衛生管理委員会や応急手当および/あるいは消防保安といった安全衛生リスク評価担当の従業員が任命されている。妊婦等の職場または労働環境の変更を伴う特別リスクについては十分に考慮されている。</p>	<p>・全従業員が参加する「社内安全大会」を年1回開催し、危険予知トレーニングのグループワークを行い、リスクへの意識向上を図っていることを、大会の記録や資料にて確認した。また、各部署において、日常的(目標は週1回以上)に危険予知トレーニングを行っていることを現場インタビューで確認した。 ・ヒヤリハットは発生時に随時記録している。 ・安全管理責任者が任命されている。リスク評価を含む安全衛生全般の責任者である。 ・安全管理に関する組織図、フローチャートおよび安全管理責任者へのヒアリングにて、安全管理に関わる役割分担や流れが整理されていることを確認した。 ・グループ安全衛生管理規定がある。3か月に1回以上グループ安全衛生委員会を開催し、社長、工場長がオンラインで参加している。 ・安全委員会、衛生委員会がそれぞれ設置され、委員が部署ごとの従業員に割り当てられ、月1回以上定期的に委員会を開催していることを、会議記録にて確認した。消火設備の定期点検やリスクアセスメントが行われ記録されている。現場観察にて、消火器の点検も行われていることを確認した</p>	<p>グループ安全衛生管理規定 ・就業規則第8条「安全、保健衛生」年間活動計画表(安全面) ・第10期 教育計画 ・「社内安全大会」(2017年7月5日実施)の報告書、当日資料、写真 ・安全管理に関する組織図 ・安全管理に関するフローチャート ・安全委員会議事録(2018年3月など) ・衛生委員会議事録、「衛生だより」(社内報)(2017年2月など) ・安全バトロール、リスク評価、改善対応記録(随時更新) ・ヒヤリハット事例記録(2018年2月19日、1月5日、2017年12月25日など) ・KYT(危険予知トレーニング)記録(2018年2月6日、2017年10月25日、11月2日など) ・労働者インタビュー</p>	<p>目標水準</p>
						<p>・火災訓練を2017年9月に実施した。半年おきに災害訓練を実施する予定。 ・自衛消防隊組織がある。「自衛消防訓練実施計画」で2018年度の年間訓練計画を作成している。 ・労働者インタビューにて、妊婦のみならず、身体に負担の大きな作業については女性が回避できるよう配慮がなされていることを確認した。 ・安全管理の体制は規定化されていないので、規定化することが望ましい。 以上、正式な研修が定期的に実施されている。リスク評価は文書化および/あるいは認証されている。安全衛生管理委員会や応急手当および/あるいは消防保安といった安全衛生リスク評価担当の従業員が任命されている。妊婦等の職場または労働環境の変更を伴う特別リスクについては十分に考慮されている。</p>		
	<p>d. 従業員の事故もしくは傷害に対する事業者の責任、および保険</p>	<p>業務関連の医療費を従業員が自費で支払ったことはない。</p>	<p>適合</p>	<p>過去に起きた事故のケースについて確認したところ、業務に関連して発生した医療費は会社側が負担していることを確認した。 過去に通院のみの怪我の際にも、通院費は会社が負担したことを確認した。 以上、業務関連の医療費を従業員が自費で支払ったことはない。</p>	<p>季節労働者も含む従業員が業務に関連した事故もしくは傷害に合った場合の医療費は事業者の責任であり、他の方法で補償されない限り、保険が適用されているという証拠がある。</p>	<p>就業規則第9章にて、業務上の災害においては会社側が災害補償を行うことが明記されている。公的な労働保険、ユーグレナグループ全体の任意の傷害保険の加入記録により、嘱託やパートタイムを含むすべての労働者が保障の対象となっていることを確認した。 以上、従業員が業務に関連した事故もしくは傷害に合った場合の医療費は事業者の責任であり、他の方法で補償されない限り、保険が適用されているという証拠がある。</p>	<p>・従業員の治療発生時の労災保険金支払い記録(2017年2月22日、2月28日発生分) ・就業規則 ・業務上災害補償規定 ・社会保険加入の記録 ・労働保険申告書(2017年7月1日付)、保険料支払記録(2018年2月14日付)</p>	<p>目標水準</p>

4.5 公正かつ適正な賃金	a. 公正かつ適正な賃金	事業者は少なくとも法定最低賃金を支払っている。懲戒処分による減給は禁じられており、支払いは労働者にとって都合の良い方法で行われている。	適合	a. 最低賃金は厚生労働省沖縄労働局のホームページで随時確認可能であり、内容を把握していたことを確認した。 b. 会社は、労働契約書、賃金台帳、労働時間記録を保管していることを確認した。 c. 沖縄県の最低賃金は737円(2017年10月1日現在)である。労働契約書、賃金台帳を確認したところ、最低賃金を十分に上回る水準で賃金が設定され、支払われていることを過去1年間の記録で確認した。 d. 賃金と手当ては銀行振込により支払われ、不都合は生じていないことが労働者インタビューを通じて確認された。	事業者は生活賃金を支払っており、労働のみの契約関係はない。	適合	a. 日本においては国により都道府県ごとの生活賃等を勘案して最低賃金が設定され、生活賃金としてとらえられている。毎年見直しが行われている。前述のとおり、全従業員に対し最低賃金を十分に上回る水準で給与が支払われていることを過去1年間の記録で確認した。審査チームがひと月の生活に最低限必要な費用を確認したところ、約125,000円となり、必要な生活賃金は時給約722円と計算された。最低賃金はこれを上回っており、その最低賃金を十分に上回る水準の給与が支払われているため、生活賃金を満たしている結論付けた。 賃金の設定方法は就業規則第6章「賃金」に明確に定められている。年1回の評価により1年ごとに労働者個別の賃金が設定されている。 b. 労働者一覧および労働契約書にて、労働限定契約、連続する短期契約、虚偽の見習い制度等、労働・社会保障に関する法律や条例の義務を回避するような制度が実施されていないことを確認した。過去に契約した従業員には、労働契約書が渡されていないことがあったため、渡すことが望ましい。	・厚生労働省沖縄労働局ホームページ ・就業規則 ・労働者一覧 ・雇用契約書、労働条件通知書 ・賃金台帳 ・タイムカード(2017年7月以前) ・労働時間の打刻記録(2017年8月以降) ・勤怠一覧(2016年3月～2017年7月) ・労務時間記録(2017年8月～2018年3月) ・労働者インタビュー	自標水準	
4.6 結社の自由と団体交渉	a. 結社の自由と団体交渉	生産区域(生産者)は、労働者の結社や団体交渉への参加を制限していない。	適合	日本の法律および慣習では、懲戒処分の一方法として減給が認められている。そのため当社でも法的要件である就業規則に、懲戒処分の一方法として減給を含めている。しかし、当社では過去に減給措置が取られた事例はなく、今後も行わないことを、過去の懲罰記録、管理者へのインタビューで確認した。  さらに、八重山種産では「懲戒減給の規定について」という方針の文書を作成した。この中で、当社は懲戒処分としてすでに完了した労働に対する給与を差し引くことはないことを明記している。将来的な給与は従業員の同意の下変更される可能性はあるが、これは懲戒処分としての言及には当たらない。  以上、事業者は少なくとも法定最低賃金を支払っている。懲戒処分による減給は禁じられており、支払いは労働者にとって都合の良い方法で行われている。	労働者の結社や団体交渉への参加を制限するリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。	適合	以上、事業者は生活賃金を支払っており、労働のみの契約関係はない。  「雇用・就労に関する考え方(2018.3.2制定)」に、「組合や政党その他の団体(但し、無許可での副業に相当する場合を除く)への加入を制限しないことが明記されている。 ・労働組合には全労働者が加入し、今後必要に応じて団体交渉も行っていい意向であることを、労働組合の代表者のインタビューにより確認した。 以上、労働者の結社や団体交渉への参加を制限するリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。	・労働基準法(平成30年6月8日改正)第九十一条(制裁規定の制限) ・就業規則(2017年12月25日改定)第57条(懲戒の種類及び方法) ・懲戒減給の規定について(八重山種産、2018年11月5日)	自標水準	
4.7 懲罰行為	a. 懲罰行為	虐待的懲罰行為を確実に阻止するための方針が整っている。虐待の容認は起きていない。	適合	a. 懲罰行為が公正に行われ、虐待(身体、言葉、精神的)の事例がないことを、懲罰記録、管理者および労働者へのヒアリングにて確認した。 b. 「雇用・就労に関する考え方(2018.3.2制定)」にて、「ハラスメント(セクシャル・パワー等を含むがこれに限らない)を行わず、これを支持しないこと、虐待的懲罰行為をせず、これを支持しない。虐待には肉体的・精神的虐待を含む」ことが明記されている。 c. ハラスメント防止の方針が掲示板に貼り出され、ハラスメントに関する方針を労働者に周知していることを確認した。 以上、虐待的懲罰行為を確実に阻止するための方針が整っている。虐待の容認は起きていない。	潜在的虐待的懲罰行為のリスクは最小限に抑えられている。虐待に関する苦情の提起、提訴、対応を効果的に行うための手続きが明確に打ち出されている。管理職と労働者はこれらの方針および手続きをしっかりと理解している。監督責任者は容認できる懲罰措置に関する研修を受けている。	適合	「就業規則第7章「賞罰」に明確に定められている。 ・ハラスメントや差別、虐待的懲罰等に関する相談・通報窓口が明記されている。「苦情処理手順」に、苦情への対応手順がまとめられている。 a. 過去にハラスメントが起きた事例はない。労働者へのインタビューでも、ハラスメントや虐待的な懲罰の兆候は確認されなかった。 b. 2018年4月2日に、親会社であるユグレス社にて実施された「虐待行為防止、ハラスメント防止、懲罰行為防止」研修に管理職ほぼ全員がオンラインで出席。その動画を出席できなかった管理職及び全従業員が後日聴講する形で、ハラスメントや虐待的な懲罰防止の方針や姿勢の全体への周知に取り組んでいる。 以上、潜在的虐待的懲罰行為のリスクは最小限に抑えられている。虐待に関する苦情の提起、提訴、対応を効果的に行うための手続きが明確に打ち出されている。管理職と労働者はこれらの方針および手続きをしっかりと理解している。監督責任者は容認できる懲罰措置に関する研修を受けている。	・懲罰記録(2016年、2017年に文書による注意) ・雇用・就労に関する考え方 ・苦情処理手順 ・「虐待行為防止、ハラスメント防止、懲罰行為防止」研修(2018年4月実施)の当日資料 ・労働者インタビュー	自標水準	
4.8 労働時間	a. 労働時間	組織は最低でも、法定労働時間および時間外労働を順守している。時間外労働はすべて自発的であればならない。	適合	a. 2017年7月まではタイムカードにて、2017年8月以降は指紋認証にて労働時刻を打刻するシステムを導入し、労働時間の管理を行っていることを確認した。 b. 就業規則、労働時間記録、労働者インタビューにて、労働時間に関する法律を順守していることを確認した。 c. タイムカード、労働時間記録、賃金台帳、および労働者へのインタビューにて、時間外労働は例外的な状況でのみ発生し、自発的であり、割増賃金が確実に支払われていることを確認した。 以上、組織は法定労働時間および時間外労働を順守している。時間外労働はすべて自発的である。	組織は業界標準を順守している。時間外労働は償償化されていない。6日間の連続勤務のあとには少なくとも1日の休みを労働者に提供しなければならない。	適合	「就業時間は就業規則第4章「勤務」に明確に定められている。平日は7時間20分、土曜日は3時間20分の勤務と決められている。部署により3交代制の職場もある。年間のシフト記録がある。 a. タイムカード、労働時間記録、賃金台帳、および労働者へのインタビューにて、労働時間は国際的に基準が定められている通り、週48時間労働、時間外労働は週12時間を超えない水準であることを確認した。2016年3月から4月にかけて、一部の従業員に週12時間の時間外労働が発生したケース、また7日間の連続勤務が発生したケースがあったが、当時突発的に起きた課題処理のためであり、現在は過大な時間外残業、また7日間の連続勤務は行われていないことを上記記録やインタビューで確認した。 b. c. 海上での作業は行われていない。 以上、組織は業界標準を順守している。時間外労働は償償化されていない。6日間の連続勤務のあとには少なくとも1日の休みを労働者に提供している。	・就業規則 ・タイムカード(2017年7月まで) ・労働時間管理記録(2017年8月以降) ・賃金台帳 ・労働者インタビュー	自標水準	
4.9 環境および社会教育研修	a. 環境に対する意識および研修	生産区域(生産者)の労働者に対し、本規準に含まれている廃棄物処理、および化学薬品と炭化水素系物質の流出防止並びに管理、苦情処理手順といった環境および社会に関する情報が提供されている。	適合	a. b. 廃棄物処理、化学薬品、炭化水素系物質の管理・取扱い及び流出防止については、作業手順書が用意され、OJTでトレーニングが行われており、これらの業務を担当する労働者が内容を理解していることを聞き取りで確認した。ハラスメントの防止については、全労働者を対象に研修受講を進めており、意識が高まっていることを労働者インタビューにて確認した。苦情処理については、個別の苦情は通報窓口があり、労働者全体の問題は労働組合が団体交渉することができることが社内ルールで定められており、そのことが日常業務の中で全社員に周知され、理解されていることを、労働者インタビューにて確認した。ただし、これらのトレーニングについては日常業務の中で行われてきており、記録がないものが多かったため、認証審査に当たり、改めて周知するため、2018年4月16日に、管理職及び直接担当する従業員に対し、「薬品の管理・廃棄物処理・苦情処理手順研修」を実施したことを、研修の記録、当日の資料および参加者リストにて確認した。薬品の管理の研修には化学薬品と炭化水素系物質の流出防止並びに管理の内容が含まれていた。  c. 廃棄物管理、薬品や燃料の管理、労働条件、社会への影響など一連の規則や計画を会社が順守していることを各種記録、現場確認、管理者や労働者へのインタビューで確認した。  以上、生産区域(生産者)の労働者に対し、本規準に含まれている廃棄物処理、および化学薬品と炭化水素系物質の流出防止並びに管理、苦情処理手順といった環境および社会に関する情報が提供されている。	生産区域(生産者)の労働者は環境に対する意識があり、廃棄物を適切に処理し、化学薬品と炭化水素系物質の流出防止および管理や苦情処理を行うに十分な研修を受けている証拠がある。	適合	a. 中野社長へのインタビューにより、半年おきに力量評価を行い、各従業員のスキルアップのための教育を実施している方針であることを確認した。今年(2018年)は下期の工場メンテナンス計画が明確になった際に、その時期に合わせて研修計画をたてる予定。 b. 労働者インタビューにて、業務内容に応じた資格の取得や研修への参加機会については、会社側が労働者に積極的に提供していることが確認できた。 c. 廃棄物処理、化学薬品、炭化水素系物質の管理・取扱い及び流出防止については、作業手順書が用意され、労働者も内容を理解し、日常的に確認作業を行いながら、実施されていることを現場踏査および労働者へのインタビューにて確認した。 ハラスメントの防止については、全労働者を対象に研修受講を進めており、意識が高まっていることを労働者インタビューにて確認した。苦情処理については、個別の苦情は通報窓口があり、労働者全体の問題は労働組合が団体交渉することができることを理解していることを、労働者のインタビューにて確認した。  ・社員全員にASC-MSC薬類規準を説明し概要を理解させることが望ましい。  以上、生産区域(生産者)の労働者は環境に対する意識があり、廃棄物を適切に処理し、化学薬品と炭化水素系物質の流出防止および管理や苦情処理を行うに十分な研修を受けている証拠がある。	・薬品の管理・廃棄物処理・苦情処理手順研修資料、実施記録、参加者名簿 ・力量評価の評価表 ・社長へのヒアリング ・労働組合の代表者のインタビュー ・労働者インタビュー	自標水準	



5.地域関係と対応	5.1 地域社会への影響	a. 地域社会への影響	生産区域(生産者)による地域社会への影響が評価されている。評価の結果に必要と判断された場合は別途参加型社会的影響評価(pSIA)の実施が求められる。	適合	<p>八重山殖産株式会社に係るステークホルダーへの影響評価」を作成。社員、地域住民、関連業者、地域団体等が考えられるが、悪影響を与えていると考えられる事象はないと評価された。</p> <p>a. i. 地域住民は八重山殖産(以下当社)に対し直接、または電話、FAX、郵便、ホームページなどでいつでも意見を提出することが可能であり、当社は常時それを受け付けている。しかし、地域社会、当社双方とも現在地域社会に対する影響はないと考えられており、通常そのような方法で意見が提出されることはない。そのため、当社は、質問交換会、小中学校での出前授業、豊年祭、海神祭などへの寄付、マラソンやトライアスロン等への協賛などを通じ、地域住民とのコミュニケーションを図るよう努めている。</p> <p>ii. ステークホルダーから地域社会に対する影響に関する意見はなく、当社も影響はないと評価しており、これは双方の共通理解であることがインタビューで確認された。地元の代表的な環境NGOであるWWFLらほサンゴ村にもインタビューを行っている。工場設立時に公害を起こさないという誓約書、同意書を地元の白保地区と交わしている。評価結果は要望に応じ公開可能である。</p> <p>iii. 地域社会はいつでも自由に意見を当社に提出することができる。</p> <p>iv. リスクや実際の影響は発見されていないため代替策の検討は必要ない。</p> <p>v. 影響が認識されていないため、研究や報告書は存在しない。</p> <p>vi. 変化の必要はない。</p> <p>vii. 回避すべき問題はない。</p> <p>viii. 悪影響はない。</p> <p>b. 地域社会の代表者及び当社の代表者双方とも、地域社会への影響はないと考えていることがインタビューで確認された。</p> <p>c. 影響評価は当社の社員および代表者によって実施された。</p> <p>d. 地域との意見交換は有意義で、質問交換会などには地元代表者も参加している。</p> <p>e. 上記の通り、様々な機会をとらえ、年2回以上意見交換が行われている。</p> <p>f. 地域社会やステークホルダーは地域への影響はないと認識している。</p> <p>g. アクセスを制限する資源はないため該当しない。</p>	生産区域(生産者)による地域社会への影響評価の結果を受けた報告が実施され、生産区域(生産者)が地域社会に社会的な便益をもたらしていることが示されている。	適合	<p>a. 当社が地域社会に与えている影響はないため、影響に対して実施すべき報告もない。</p> <p>b. 現在は地域社会への影響は確認されていないが、今後も発生しないよう、地域社会とのコミュニケーションに努めている。</p> <p>c. 従業員8割以上が石垣島出身者、また7人が白保地区の住民であり、雇用の場として大きく貢献している。雇用において男女の区別はない。また商店街やフェリーターミナルのネーミングライツの取得、豊年祭、海神祭などへの寄付、マラソンやトライアスロン等への協賛などにより、地域経済に大きく貢献している。さらに、小中学校での出前授業も行っている。</p> <p>d. 当社教区内に地域社会が利用可能な資源は存在しないため該当しない。</p> <p>以上、生産区域(生産者)が地域社会に社会的な便益をもたらしていることが示されている。生産区域(生産者)による地域社会への影響評価の結果を受けた報告はない。</p>	<p>「八重山殖産株式会社に係るステークホルダーへの影響評価」</p> <p>「白保サンゴ村ヒアリング」(2018年2月19日実施)</p> <p>・社員名簿</p> <p>・地域住民インタビュー</p>	目標水準	
5.2 対立の解決	a. 論争の解決	法的な論争を解決するメカニズムが管理システムの中にある、もしくは、管理システムはそのようなメカニズムの法的対象である。	法的な論争を解決するメカニズムが管理システムの中にある、もしくは、管理システムはそのようなメカニズムの法的対象である。	適合	<p>a. 社会面について苦情を受けたことはない。</p> <p>b. 地域住民は八重山殖産(以下当社)に対し直接、または電話、FAX、郵便、ホームページなどでいつでも意見を提出することが可能であり、当社は常時それを受け付けている。</p> <p>法的な訴えがなされた時には、民事調停法や民事訴訟法などの法律に基づき、裁判所で調停や訴訟の手続きがなされ、解決が図られる。当社もそれらの法的枠組みの中にある。したがって、管理システムは法的な論争を解決するメカニズムの法的対象である。</p>	法的な論争を解決するための透明なメカニズムが管理システムの中にある、もしくは、管理システムはそのようなメカニズムの法的対象であり、それは殆どの問題に有効であると考えられ、UoAの状況に適している。	適合	<p>ユニグレグループの「苦情処理手順」がある。苦情の内容により、担当部署、または複数部署による苦情対応グループを組織し対応する。</p> <p>方が一法的な対応が必要になった時には、国内法に準拠した対応を行う。</p> <p>法的な訴えがなされた時には、民事調停法や民事訴訟法などの法律に基づき、裁判所で調停や訴訟の手続きがなされ、解決が図られる。当社もそれらの法的枠組みの中にある。日本において、調停や訴訟の手続きは透明で、ほとんどの問題に対し有効に機能しており、UoAの状況にも適している。したがって、管理システムは法的な論争を解決する透明なメカニズムの法的対象であり、それは殆どの問題に有効であると考えられ、UoAの状況に適している。</p>	苦情処理手順	目標水準	
	b. 役割および責任	管理プロセスに関わっている組織や個人が確認されており、その機能や役割、責任がおおよそ理解されている。	管理プロセスに関わっている組織や個人が確認されており、その機能や役割、責任がおおよそ理解されている。	適合	<p>「苦情処理手順」を文書で作成し、苦情処理の窓口および責任者、対応手順を明文化している。管理職レベルでの理解は進んでいる。したがって、管理プロセスに関わっている組織や個人が確認されており、その機能や役割、責任がおおよそ理解されている。</p>	その責任と相互作用の主要な分野に関する機能や役割、責任が明確にされており、はっきりと理解されている。	適合	<p>「苦情処理手順」が文書にて作成され、責任者と対応手順がさだめられている。責任と相互作用の主要な分野に関する機能や役割、責任が明確にされており、はっきりと理解されている。しかし、記録方法や報告方法については明記がないため、より明確にすることが望ましい。</p>	苦情処理手順	目標水準	
	c. 協議プロセス	管理システム内に、主な当事者から地元の情報および知識など、関連のある情報を入力し、管理システムに役立てる協議プロセスがある。	管理システム内に、主な当事者から地元の情報および知識など、関連のある情報を入力し、管理システムに役立てる協議プロセスがある。	適合	<p>a. 「苦情処理手順」を文書で作成し、外部者からの苦情をホームページおよびメール、電話にて受け付けていることを明記している。</p> <p>b. 苦情を申し立てようとした地域住民は確認されなかったが、インタビューした地域住民は、皆いつでも何か意見があれば直接当社に連絡できることを理解していた。</p> <p>c. 苦情処理手順はまだ地域からの要望がなく、長年問題も起きていないため、配布した事例がないが、配布した際には配布先を記録する。以上、管理システム内に、主な当事者から地元の情報および知識など、関連のある情報を入力し、管理システムに役立てる協議プロセスがある。</p>	管理システム内に、地元の情報および知識を含む関連情報を常時求め、受け入れる協議プロセスがある。管理システムは入手した情報について公開しており、検討する用意がある。	適合	<p>「苦情処理手順」にて、苦情への対応方針は明文化されている。</p> <p>様々な機会をとらえ、年2回以上意見交換が行われている。これまで苦情が提出された事例はない。</p> <p>以上、管理システム内に、地元の情報および知識を含む関連情報を常時求め、受け入れる協議プロセスがある。管理システムは入手した情報について公開しており、検討する用意がある。</p>	苦情処理手順	目標水準	地域住民インタビュー

	d. 参加	協議プロセスでは、関心があり、影響を受ける当事者全員に参加の機会が与えられている。	適合	a. 上記5.2c)の通り、「苦情処理手順」を書面で作成し、外部者からの苦情をホームページおよびメール、電話にて受け付けていることを明記している。また苦情への対応方針を明文化している。したがって、影響を受ける主な当事者から関連する情報を得るための協議プロセスが、マネジメントシステムに含まれている b. 地域との意見交換は分け隔てなく行われており、また地域住民は皆いつでも何か意見があれば直接当社に連絡できることを理解していた。以上、協議プロセスでは、関心があり、影響を受ける当事者全員に参加の機会が与えられている。	No target specified for this PI. If minimum in met the target should be considered met. この業績評価指標には、特定の目標はない。最低水準を満たしていれば、適合していると判断される。			苦情処理手順 ・地域住民インタビュー	最低水準	
5.3 先住民族の権利	a. 先住民族の権利	先住民族の権利は、生産区域(生産者)によって尊重されており(操業区域に該当する場合)、そのニーズに対応するための努力がなされている。	適合	先住民族は当地域に存在しない。	No target specified for this PI. If minimum in met the target should be considered met. この業績評価指標には、特定の目標はない。最低水準を満たしていれば、適合していると判断される。				最低水準	
5.4 生産区域(生産者)または水中・水上の構造物の可視性、配置、方向	a. 航海規則および規定の順守	生産区域(生産者)は、慣習や法律で定められているとおり、他の資源利用者にもアクセスを認めている。	非該当	陸上システム(カテゴリーC)であり、自然海洋環境における装備や構造は使用していないため該当しない。	生産区域(生産者)は他の水域ユーザーへのアクセスを積極的に促進している。	非該当	陸上システム(カテゴリーC)であり、自然海洋環境における装備や構造は使用していないため該当しない。		非該当	
	b. 生産区域(生産者)現場の配置	生産区域(生産者)の可視構造は、慣習や法律で定められている方向と位置に配置されている。	非該当	陸上システム(カテゴリーC)であり、自然海洋環境における装備や構造は使用していないため該当しない。	生産区域(生産者)の可視構造は、法律で定められている場合を除き、一様な方向と位置に配置されている。	非該当	陸上システム(カテゴリーC)であり、自然海洋環境における装備や構造は使用していないため該当しない。		非該当	
	5.5 重要な装備の識別および回収	a. 重要な装備の識別	重要な装備はすべて生産区域(生産者)のものとして識別可能であるという証拠がある。	非該当	陸上システム(カテゴリーC)であり、自然海洋環境における装備や構造は使用していないため該当しない。					非該当
	b. 装備回収	装備回収が生産区域(生産者)によって行われている証拠がある。	非該当	陸上システム(カテゴリーC)であり、自然海洋環境における装備や構造は使用していないため該当しない。	生産区域(生産者)は装備回収のために適切な機器および/または機構を保持している。	非該当	陸上システム(カテゴリーC)であり、自然海洋環境における装備や構造は使用していないため該当しない。		非該当	
	c. 浮きの使用	浮きの使用は生産区域(生産者)によって記録されている。浮きは外れることのないように確実に固定されている。	非該当	陸上システム(カテゴリーC)であり、自然海洋環境における装備や構造は使用していないため該当しない。					非該当	
5.6 騒音、光害、悪臭	a. 騒音、光害、悪臭	騒音、光害および悪臭を地域の慣習に則して最小限に抑える措置がある程度講じられている。	適合	「安全衛生作業標準書」にて、騒音等に関わる業務が特定され、対応措置が明記されている。 地域社会に対しては、地域住民へのインタビューにより、騒音、光害は起きていないことが確認された。騒音は施設内では機械周辺である程度発生するが、施設外には騒音が届いていないことが確認された。また、天候や風向きにより臭いがすることはあるが、悪臭と感じ問題となるものではないことが確認された。騒音、光害、悪臭の発生がないため、最小限に抑える措置は必要ない。	他者に影響を及ぼす恐れのある地域、もしくは法による規定のある地域においては、生産区域(生産者)からの騒音、光害および悪臭が最小限に抑えられているという証拠がある。	適合	地域住民へのインタビューにより、騒音、光害は起きていないことが確認された。騒音は施設内では機械周辺である程度発生するが、施設外には騒音が届いていないことが確認された。また、天候や風向きにより臭いがすることはあるが、悪臭と感じ問題となるものではないことが確認された。 以上から、他者に影響を及ぼす恐れのある地域において、生産区域(生産者)からの騒音、光害および悪臭は発生していないという証拠がある。	安全衛生作業標準書	目標水準	
5.7 放棄された生産区域(生産者)	a. 放棄された生産区域(生産者)	使われなくなった生産区域(生産者)を撤去するメカニズムがある。	適合	八重山産産はこの場所で40年間操業しており、生産区域を放棄することは考えにくい。万が一土地を放棄(売却)することになった際には、土地の買受者との合意に基づき、使われなくなった生産区域は撤去される。これは通常の土地取引の慣習的メカニズムである。したがって、使われなくなった生産区域(生産者)を撤去するメカニズムがある。	No target specified for this PI. If minimum in met the target should be considered met. この業績評価指標には、特定の目標はない。最低水準を満たしていれば、適合していると判断される。				最低水準	